

酒田港港湾計画書（案）

— 一部変更 —

令和 5 年 月

酒田港港湾管理者
山 形 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・令和2年 1月第29回山形県地方港湾審議会
- ・令和2年 2月交通政策審議会第78回港湾分科会

の議を経た酒田港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾計画の方針	1
港湾の能力	2
港湾施設の規模及び配置	3
1 公共埠頭計画	3
2 水域施設計画	4
3 外郭施設計画	5
港湾の環境の整備及び保全	6
1 港湾環境整備施設計画	6
土地造成及び土地利用計画	7
1 土地造成計画	7
2 土地利用計画	8
港湾の効率的な運営に関する事項	9
1 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域	9

変更理由

外港地区において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、港湾計画の方針を変更するとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域、公共埠頭計画、水域施設計画、外郭施設計画を新規に計画し、これに伴い港湾環境整備施設計画、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。

港湾計画の方針

7) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する。

(追加)

港湾の能力

目標年次（2030年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように変更する。

取 扱 貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	320万トン (50万トン(4.5万TEU))
	内 貿	120万トン
	合 計	440万トン
船 舶 乗 降 旅 客 数		5万人

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 外港地区

1-1-1 大浜西埠頭

電気機械等の外内貿貨物を取り扱うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、以下の施設について新規に計画する。

水深12m 岸壁1バース 延長230m [新規計画]

埠頭用地 41ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

2 水域施設計画

外港地区の航路、泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について新規に計画する。

2-1 泊地

外港地区

水深 12m 面積 1ha [新規計画]

2-2 航路・泊地

外港地区

水深 12m 面積 21ha [新規計画]

3 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

外港地区 防波堤（波除） 延長175m [新規計画]

外港地区 沖防波堤 延長600m [既定計画]

外港地区 第二北防波堤 延長1,560m

(うち1,380m既設) [既定計画]

既定計画

外港地区 沖防波堤 延長600m

外港地区 第二北防波堤 延長1,560m

(うち1,380m既設)

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

外港地区における公共埠頭計画の新規計画及び土地利用計画の変更に
伴い、港湾環境整備施設について以下のとおり変更する。

外港地区 緑地 21ha (うち10ha 既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画
外港地区 緑地 25ha (うち10ha 既設)

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

(単位: ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	計
外港 地区		(11) 11								(11) 11

注1) ()は、港湾の開発及び、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位: ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	計
外 港 地 区	(57)	(27)		(11)		(8)	(21)	(5)		(129)
	57	27		11		8	52	5		160

注1) ()は、港湾の開発及び、利用及び保安並びに港湾に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

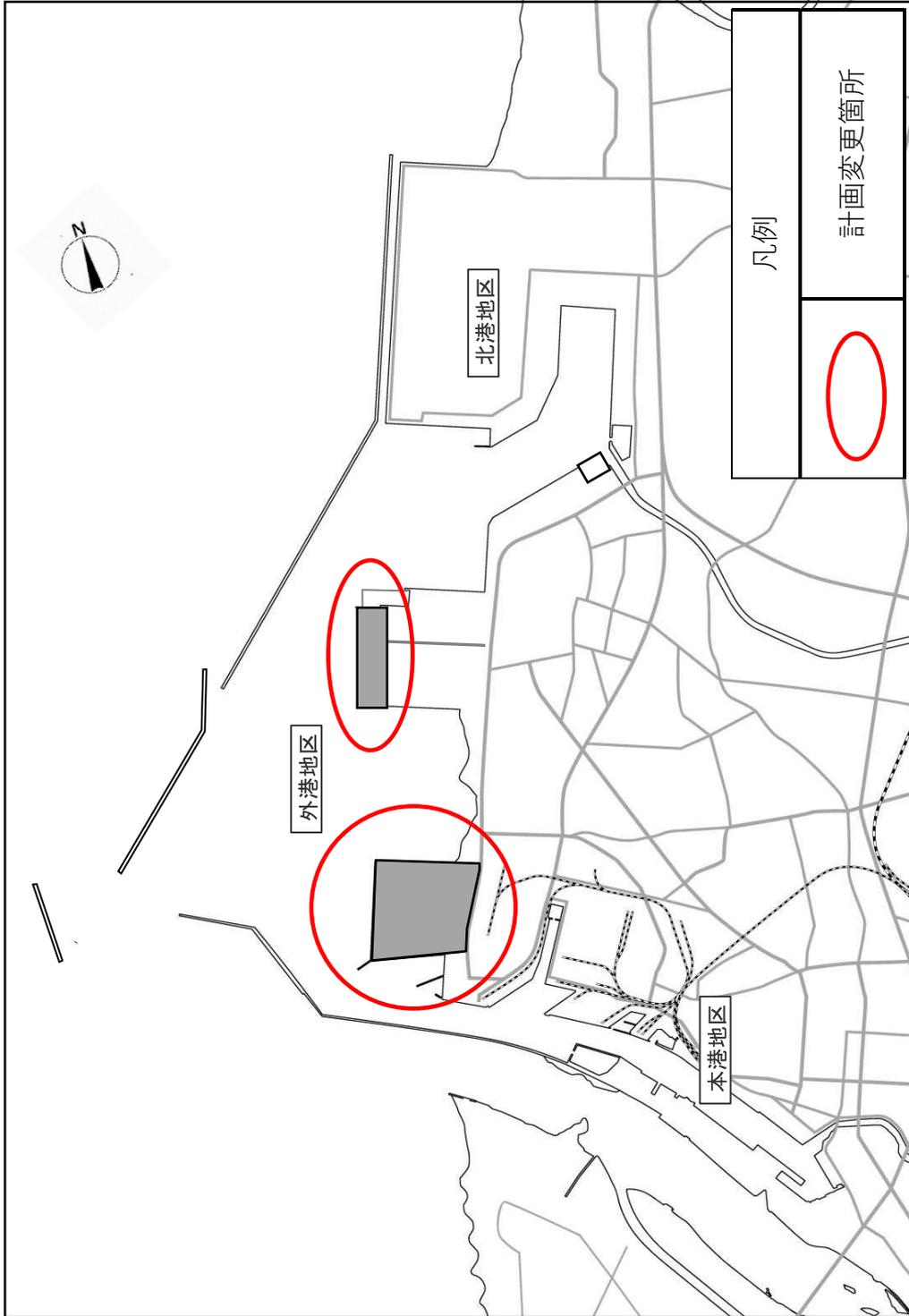
港湾の効率的な運営に関する事項

1 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、以下の施設において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するように措置することを計画する。なお、当該拠点の形成に当たっては、災害時等における公共的な利用を確保する。

外港地区

水深12m	岸壁1バース	延長230m	[新規計画]
埠頭用地	8ha		[新規計画]



変更箇所位置図

